

平成22年10月18日から

戸籍事務をコンピュータ化します！

コンピュータ化でスピードアップなどサービス向上

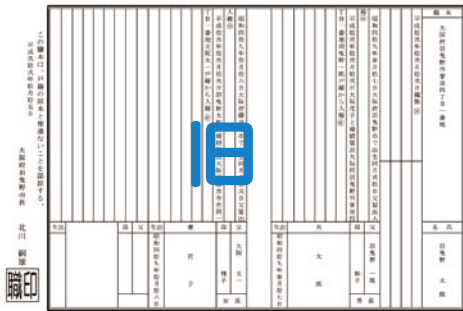
羽曳野市では住民サービスの向上と事務の効率化・近代化を実現するため、平成22年10月18日から戸籍事務をコンピュータ化します。本籍地が羽曳野市にある人が対象です。

証明書が変わります

現在の戸籍はすべて改製されて、新しい戸籍は今までの縦書きの文章形式から横書きの項目形式に変わります。

これまでの戸籍は「改製原戸籍」になります

これまで使用していた戸籍は、コンピュータ化後は「改製原戸籍」として保管されます。コンピュータ化後の戸籍には、コンピュータ化前に婚姻、死亡などでその戸籍から除かれた方や、一部の事項（離婚事項など）は記載されません。相続手続きなどのため除籍された方に関する証明（出生から死亡までの一連の戸籍など）が必要な場合には、コンピュータ化後の「戸籍全部事項証明書」と併せて「改製原戸籍謄本」が必要となりますのでご注意ください。



ご注意ください

戸籍のコンピュータ化に伴う住民票データ改修のため、10月16日(金)・17日(土)はすべての証明書自動交付機を終日休止します。ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

問合せ：市民課 072-958-1111 (内 1620・1650・1651・1660)

行政相談委員はみなさまの身近な相談相手です。



★行政相談委員は、みなさまの相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

毎日の暮らしの中で、国の仕事などについて、

- 苦情がある、困っていることがある
- こうしてほしい
- 苦情を申し出たが、説明や措置などに納得がいかない
- 苦情や困っていることなどについて、どこに相談してよいか分からない
- 手続・サービスなどの関係で制度や仕組みが分からない

などがございましたら、総務大臣委嘱の行政相談委員に相談ください。相談は、口頭（面談）、電話、手紙のいずれの方法でも結構です。費用は無料で、秘密は守られます。なお、市役所では、「行政相談」として毎月第2水曜日（10月を除く）13:00から15:00まで、本館1階市民相談室にて行っています。予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

羽曳野市の行政相談委員は

奥野展三 ☎956-5877 羽曳野市飛鳥711
八尾芳文 ☎956-8969 羽曳野市古市4-10-17

「特設行政相談会」開催

「行政相談週間」は、行政相談制度についてのさまざまな行事を各地で集中的に実施することによって、広く国民に理解と認識を深めてもらうこと、また、その利用を促進することを目的として、総務省が定めている週間です。

このような趣旨をふまえ、羽曳野市では、市民のみなさまに行政相談制度の理解と認識を深めてもらえるよう「特設行政相談会」を実施します。お気軽にご相談にお越しください。

実施日時：平成22年10月20日(水) 13:30～16:30 (受付時間：13:00～16:00)

実施場所：羽曳野市役所別館3階会議室

相談内容：○行政相談（行政相談委員）

国の行政機関等の業務に関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談

○法律相談（大阪弁護士会所属弁護士）

離婚、金銭貸借、自己破産等の法律に関する相談

※事前予約とします。（10月15日(金)9時から電話受付【電話 072-957-4000】）

○登記相談（司法書士）

土地・建物に関する権利の登記等についての相談

登記相談（土地家屋調査士）

土地・建物に関する表示登記についての手続きの案内および測量や土地の境界などに関する相談

○相続相談（行政書士）

相続、遺言書作成、遺産分割協議書作成等の相談

※事前予約とします。（相談に係る資料等の準備の関係上、大阪府行政書士会南大阪支部平岡氏【電話 072-930-5957】まで）

その他：○法律相談・相続相談は電話による事前予約制となります。それ以外は、事前予約ではなく、当日随時受付をします。

○相談はすべて無料です。

問合せ：羽曳野市市民人権部市民協働ふれあい課 072-958-1111 内線 1070

また、総務省・近畿管区行政評価局でも「登記・税金・年金・住宅など行政なんでも相談」を開催します。当日は、各機関から専門官が出席し、みなさまの相談に応じます。

日時：平成22年10月19日(火) 10:00～16:00

場所：大丸松坂屋百貨店 大丸 大阪・心齋橋店 本館7階特設会場

出席機関：大阪法務局、大阪労働局、近畿総合通信局、大阪府、大阪市、近畿税理士会、大阪弁護士会など12機関